長期履修学生制度について

１．長期履修学生制度とは

　　長期履修学生制度は、職務を有している等の事情で、通常の学生よりも１年間または１学期間に修得可能な単位数や研究指導を受ける時間が制限されるため、本学位プログラムの標準修業年限(２年間)を超えた在学をしなければ課程を修了することができないと考えられる者に対して、申請に基づき本学位プログラムが審査し、標準修業年限を超えた在学をあらかじめ認められたうえで在学し、計画的に教育課程を履修することで学位の取得を認める制度です。

２．長期履修学生としての最長在学年限

　　４年間です（休学期間は除きます）。なお、最長在学年限を超えての在学はできません。

３．長期履修学生として認められた場合の授業料

　　通常の学生が標準修業年限に支払う授業料総額分を、長期履修学生として認められた在学期間に分割して支払うことになります。ただし、授業料の額が改訂された場合は、改訂後の金額を基に再計算されます。

４．長期履修学生の申請期間等

　　申請締切：　所定の入学手続期間まで（必着）

　　申請書類：　・様式１　「長期履修学生申請書」

　　　　　　　　・様式２　「長期履修学生を希望する理由書」

　　　　　　　　・様式３　「履修計画及び研究計画書」

　　　　　　　　・様式任意　「在職証明書」（勤務先機関の長等の職印が必要）

　　提 出 先：　〒263-8522　千葉市稲毛区弥生町1-33

　　　　　　　　千葉大学 西千葉地区事務部 人社系学務課 総合国際学位プログラム担当

５．修了に伴う短縮

　　長期履修学生の在学期間については、相応の理由がある場合に限り、修了に伴う短縮が認められることがあります。短縮する場合の申請期間は、修了する学期の１２月末（９月修了の場合は６月末）です。様式等詳細については別途、総合国際学位プログラム担当までお問合せください。

６．修了に伴う短縮が認められた場合の授業料

　　短縮後の在学期間に応じて再計算された授業料の年額に修了までの在学年数を乗じて得た額から、これまでに長期履修学生として納入すべき授業料の総額を控除した差額を徴収します。

７．注意事項

　　長期履修学生の適用を希望する者は、あらかじめ、入学後の指導を希望する教員と履修計画・研究計画について相談し、申請内容が適切であるかの確認を得たうえで申請してください。

申請に基づき審査し、その可否を決定後、納入すべき授業料の額を通知しますので、通知後、定められた期日までに授業料を納入してください。なお、授業料を確定させる関係上、遡りの申請はできません。

（様式第１号）

　　　　 年 　　月 　　日

千葉大学大学院総合国際学位プログラム長　　殿

**長　期　履　修　学　生　申　請　書**

氏　　　名：

長期履修学生として承認していただきたく、下記のとおり申請します。

記

　　　長期履修学生として希望する在学期間：　　　　　　年　　　月　～　　　　　　年　　　月

　　　　　　　　 　【添付書類】

１．長期履修学生を希望する理由書（様式第２号）

２．履修計画及び研究計画書（様式第３号）

３．在職証明書（※在職者のみ 様式任意）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　指導予定教員承認（署名）

履修計画・研究計画について申請内容が適切であることを確認しています。

（様式第２号）

**長期履修学生を希望する理由書**

（研究科名：千葉大学大学院総合国際学位プログラム）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 受 験 番 号 | ふりがな |  |
|  | 氏　　名 |  |
| 長期履修学生として希望する在学期間 | 　　 　年 　　　月　～　　 　　年 　　　月 |
| 希望理由を具体的に記入してください。 |

（様式第３号）

**履修計画及び研究計画書**

（研究科名：千葉大学大学院総合国際学位プログラム）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 受 験 番 号 | ふりがな |  |
|  | 氏　　名 |  |
| 研究題目 |
| 履修計画及び研究計画 |